

## 平成19年旭市議会第3回定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成19年9月4日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 人事の紹介
- 第 3 議長報告事項
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 議案上程
- 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 8 議案の補足説明及び報告の説明

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 人事の紹介
- 日程第 3 議長報告事項
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 議案上程
- 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明

#### 出席議員（23名）

1番	伊 藤 保	3番	平 野 忠 作
4番	伊 藤 房 代	5番	林 七 巳
6番	向 後 悦 世	7番	景 山 岩三郎
8番	滑 川 公 英	9番	嶋 田 哲 純
10番	柴 田 徹 也	11番	木 内 欽 市

12番 佐久間 茂 樹  
14番 平 野 浩  
16番 明 智 忠 直  
18番 高 木 武 雄  
20番 向 後 和 夫  
22番 林 正一郎  
26番 林 一 哉

13番 日 下 昭 治  
15番 林 俊 介  
17番 林 一 雄  
19番 嶋 田 茂 樹  
21番 高 橋 利 彦  
24番 神 子 功

欠席議員（2名）

2番 島 田 和 雄

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良  
教 育 長 米 本 弥 榮 子  
病 院 事 業 者 吉 田 象 二  
管 理 者  
総 務 課 長 高 埜 英 俊  
企 画 課 長 加 瀬 正 彦  
税 務 課 長 野 口 德 和  
環 境 課 長 平 野 修 司  
健 康 管 理 課 長 小 長 谷 博  
高 齢 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜  
農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫  
都 市 整 備 課 長 島 田 和 幸  
会 計 管 理 者 木 内 孫 兵 衛  
水 道 課 長 堀 川 茂 博  
学 校 教 育 課 長 及 川 博  
監 査 委 員 会 林 久 男  
事 務 局 長  
飯 岡 荘 支 配 人 野 口 國 男  
病 院 再 整 備 室 長 鎬 木 友 孝

副 市 長 鈴 木 正 美  
代 表 監 査 委 員 木 村 哲 三  
病 院 事 務 部 長 伊 藤 敬 典  
秘 書 広 報 課 長 加 瀬 寿 一  
財 政 課 長 平 野 哲 也  
市 民 課 長 木 内 國 利  
保 険 年 金 課 長 増 田 富 雄  
社 会 福 祉 課 長 在 田 豊  
商 工 観 光 課 長 神 原 房 雄  
建 設 課 長 米 本 壽 一  
下 水 道 課 長 中 野 博 之  
消 防 長 佐 藤 眞 一  
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫  
生 涯 学 習 課 長 花 香 寛 源  
農 業 委 員 会 小 田 雄 治  
事 務 局 長  
病 院 經 理 課 長 鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一

事務局次長 石毛健一

開会 午前10時 0分

議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

#### 日程第1 開 会

議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 日程第2 人事の紹介

議長（嶋田茂樹） 日程第2、人事の紹介。

人事の紹介をいたします。

去る7月1日の人事異動により、病院経理課長に鈴木清武課長。

病院再整備室長に鍋木友孝室長。

続いて、去る8月1日の人事異動により、下水道課長に中野博之課長。

以上のとおりであります。

#### 日程第3 議長報告事項

議長（嶋田茂樹） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

#### 日程第4 会議録署名議員の指名

議長（嶋田茂樹） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。17番、林一雄議員、18番、高木武雄議員、以上の2議員を指名いたします。

#### 日程第5 会期の決定

議長（嶋田茂樹） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第3回定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第23号までの23議案と、報告第1号から報告第4号までの報告4件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

## 日程第6 議案上程

議長（嶋田茂樹） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第23号までの23議案と、報告第1号から報告第4号までの報告4件を一括上程いたします。

- 議案第 1号 平成18年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2号 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 3号 平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 4号 平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 5号 平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6号 平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7号 平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8号 平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 9号 平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第10号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第11号 平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第12号 平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第13号 政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について
- 議案第14号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 議案第18号 旭市土地開発公社定款の変更について
- 議案第19号 財産の取得について

- 議案第 20 号 指定管理者の指定について  
議案第 21 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について  
議案第 22 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について  
議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて  
報告第 1 号 平成 18 年度旭市土地開発基金の運用状況について  
報告第 2 号 平成 18 年度旭市奨学基金の運用状況について  
報告第 3 号 平成 18 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について  
報告第 4 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

#### 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

議長（嶋田茂樹） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成19年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

平成19年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに、深く感謝を申し上げる次第であります。

初めに、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号から議案第9号までは、平成18年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成18年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額258億1,649万3,593円、歳出総額は239億2,399万467円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,873万1,500円を差し引いた実質収支は18億377万1,626円となりました。

議案第2号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額76億7,392万6,706円、歳出総額71億1,880万3,076円となり、歳入歳出差し引き5億5,512万3,630円となりました。施設勘定は、歳入総額8,409万8,316円、歳出総額6,478万263

円となり、歳入歳出差し引き1,931万8,053円となりました。

議案第3号は、平成18年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額42億2,542万3,576円、歳出総額41億1,872万886円となり、歳入歳出差し引き1億670万2,690円となりました。

議案第4号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額31億5,405万2,161円、歳出総額30億2,989万4,191円となり、歳入歳出差し引き1億2,415万7,970円となりました。

議案第5号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億2,802万6,408円、歳出総額7億909万8,379円となり、歳入歳出差し引き1,892万8,029円となりました。

議案第6号は、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額4,228万4,541円、歳出総額4,228万4,541円となり、歳入歳出差し引き0円となりました。

議案第7号は、平成18年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,083件、普及率は77.7%、年間給水量は597万5,688立方メートルとなりました。決算額の内容については、収益的収支において事業収益が15億9,691万4,341円、事業費用は15億5,592万9,488円となり、差し引き4,098万4,853円の純利益となりました。

また、資本的収支においては、収入が1億1,033万2,150円に対し、支出は5億2,808万6,641円となり、収支不足額4億1,775万4,491円は損益勘定留保資金で補てんいたしました。

議案第8号は、平成18年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は33万998人、外来患者数は85万4,014人となりました。決算額の内容については、収益的収支において事業収益は288億1,314万5,462円、事業費用は285億1,077万9,965円となり、差し引き3億236万5,497円の純利益となりました。

また、資本的収支については、収入9億円に対し、支出は40億5,319万9,174円となり、収支不足額31億5,319万9,174円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第9号は、平成18年度旭市国民宿舎事業特別会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者1万8,681人、休憩者6,953人となりました。決算の内容については、収益的収支において、事業収益は1億8,471万4,126円、事業費用は1億8,740万3,827円となり、差し引き268万9,701円の純損失となりました。

また、資本的収入は、出資金262万5,000円、補助金20万円に対し、資本的支出は、建設改良費1,224万9,227円、企業債償還金265万8,956円、開発費126万円となりましたが、収支不

足額1,334万3,183円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億500万円を追加し、予算の総額を262億7,500万円とするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金に3,407万6,000円、寄附金に190万円、繰越金に11億6,112万5,000円、諸収入に1,105万円、市債に750万円を追加し、国庫支出金から1,065万1,000円を減額するものであります。

歳出については、総務費に10億7,135万3,000円、民生費に240万7,000円、衛生費に219万3,000円、商工費に1,169万2,000円、土木費に6,089万8,000円、消防費に441万3,000円、教育費に4,204万4,000円、災害復旧費に1,000万円を追加するものであります。

議案第11号は、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、再整備事業に係る実施設計料として、資本的支出に1億7,440万5,000円を追加するものであり、2か年継続事業として実施することとしております。

議案第12号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入に195万5,000円、支出に120万5,000円を追加し、資本的支出に1,369万円を追加するものであります。

議案第13号は、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に合わせて、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、中小企業者に対する適切な支援を目的とした責任共有制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅及び双葉団地の一部用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民宿舎の名称を変更するに当たり、所要の改正を行うものであ

ります。

議案第18号は、旭市土地開発公社定款の変更についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、指定管理者の指定についてでありまして、市立干潟保育所の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号及び議案第22号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業「万才 期地区」及び「万力地区」の事業の完了に伴い、それぞれ字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち1名が来る12月31日をもって任期満了となるため、後任の委員を法務大臣に推薦するに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

私は、岡野愛子氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

報告第1号は、平成18年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成18年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成18年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、入札制度について申し上げます。

来る10月から、郵送・事後審査方式制限付一般競争入札を試行導入いたします。導入に当たっては、庁内の関係各課との調整を図るとともに、今月19日には市内の建設業者を対象とした説明会を開催するなど、入札の円滑な執行に向けて準備を進めております。

次に、生活環境について申し上げます。

東総地域ごみ処理広域化計画については、東総地区広域市町村圏事務組合を中心に、構成する銚子市並びに匝瑳市と協議を行いながら、遊正地区を候補地として進めてまいりましたが、この間、多くの市民から遊正地区におけるごみ焼却場の建設に反対する陳情書が提出されたところであります。

これを受け、銚子市並びに匝瑳市と協議した結果、遊正地区における事業の推進を断念することとしたものであります。

しかしながら、3市のごみ焼却施設はいずれも老朽化が進んでおり、新しいごみ焼却施設の建設は急務となっておりますので、今後も、市民の皆様のご理解とご協力をいただく中で計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策について申し上げます。

環境及び生態に深刻な影響を及ぼすことで、地球全体で大きな問題となっている地球温暖化対策については、国際的に早急な対応策が求められているところです。

本市においても、地球温暖化防止対策の一環として、市の取り組み内容等を含めた「旭市地球温暖化対策推進実行計画」を本年度中に策定すべく準備を進めているところであります。

この実行計画には、温室効果ガスの排出状況や削減目標値などを設定することとしており、これにより市の施設や関連施設における温室効果ガス量等の排出削減が図られるものと考えております。

次に、保健事業について申し上げます。

保健事業については、基本健康診査等の各種集団検診が終了し、現在、市内の医療機関において個別診査が行われております。

今後は、診査結果に基づき個別説明会を実施し、「自分の健康は自分でつくる」という視点に立って、生活習慣病等を予防するための指導を行ってまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、来る9月17日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの各施設において、昨年と同様に、多くの皆様に参加していただけるよう、地域の最寄りの施設を活用して開催いたします。

また、隔年で実施している戦没者追悼式については、来る10月17日に東総文化会館において開催することとしております。

次に、保育行政について申し上げます。

市立干潟保育所への指定管理者制度の導入については、去る6月から公募を行った結果、1事業所から応募がありました。

その後、指定管理者候補者選定委員会において、応募者から提出された事業計画書等の書類審査と合わせ、プレゼンテーション等を実施した結果、適正と評価されたことから、今議会に関連する議案を提案したところであります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

去る6月19日に障害者自立支援法に基づき「旭市地域自立支援協議会」を設置いたしました。この協議会は、障害者団体をはじめ、福祉、保健、医療、教育、雇用等の代表者で組織しており、これら関係機関のネットワークにより、障害者福祉に関するさまざまな課題を検討する中で、福祉サービスの向上につながることを期待するものであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

高齢化率の上昇とともに生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれが高い特定高齢者239人に対して、戸別訪問を実施してまいりました。面談では、介護予防への意識の高揚を促すとともに、筋力トレーニングや口腔ケア、栄養改善などの必要性を指導するなど、実践的な介護予防活動に取り組んでいるところであります。

また、各地域の集会施設等で行われている「地域ふれあい交流会」を利用して介護予防教室を開催しています。各地区の社会福祉協議会や老人クラブのご協力をいただく中、今年度はこれまで19か所で開催し、延べ604人の参加がありました。教室では健康体操や閉じこもり予防などを中心に指導しているところであり、今後は、市内全域に展開し、一層の介護予防に取り組んでまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

医師不足の問題をはじめ、診療報酬3.16%のマイナス改定や補助金の削減等により、自治体病院を取り巻く環境は一層厳しさを増してきておりますが、病院全体が一丸となって歳出削減等に取り組んでおり、病院経営は順調に進展しております。

また、病院の再整備事業については、基本設計が10月には終了することから、実施設計に着手するための補正予算を今議会に上程したところであります。

東総地域の医療連携については、去る7月25日に匝瑳市との第1回目の打ち合わせを行ったところであり、医療連携体制の構築に向けた具体的な検討項目の協議を開始いたしました。

次に、看護師確保対策について申し上げます。

附属看護専門学校における来年4月からの定員増に対応するための校舎等の改修工事は、去る8月26日に完成をいたしました。

さらに、看護師等が出産後も安心して就業できる環境を整備するため、去る7月から24時間体制での保育が可能となる院内保育所を開設いたしました。現在、年度途中にあっても、既に9人の幼児が利用している状況にありますので、これらが看護師確保対策につながるものと期待しているところであります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

第二中学校校舎改築事業については、去る8月23日に周辺の住民の皆様を対象に説明会を開催いたしました。当日は、工事の概要を説明する中、参加者からは多くのご意見やご要望をいただいておりますので、今後の整備計画に十分に生かしてまいります。

なお、入札の執行については、当初の予定より2か月程度遅れる見通しとなっておりますが、準備が整い次第、契約議案を提案したいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室については、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校の児童・生徒に対し、家庭訪問等を含めたきめ細かな指導に努めており、夏季休業中においても登校日を設けるなど、継続して指導を行ったところであります。

外国語指導助手派遣事業については、英語の学力定着を目指して市内の中学校5校にALTを配置しておりますが、前任者の任期満了に伴い、新たにアメリカとカナダから4名が着任し、2学期から英語指導に当たることとしております。

次に、来る11月16日・17日の2日間の日程で、日本教育工学協会の主催により、第33回全日本教育工学研究協議会全国大会「千葉県旭大会」が市内七つの小・中学校において開催されます。

大会は、急速な情報化の進展を受けて「情報化社会を生きる知恵と心を育む」ことをテーマに、初日は各校で「情報活用能力の育成について」の公開授業が行われ、翌日は中央小学校において、研究発表と合わせて「学校での教育の情報化をどう進めるか」と題してシンポジウムを開催することとしております。

次に、社会教育について申し上げます。

児童の自主性や協調性等を養うことを目的に、初めての試みとして、去る6月28日から30日の3日間、いいおかユートピアセンターを拠点に通学合宿を実施いたしました。

合宿には、飯岡小学校・三川小学校の5・6年生の児童23名が参加する中、拠点の宿泊施設から各小学校へ通学するという内容で実施されたものであります。合宿という体験を通じて、自分のことは自分で行う意識が醸成されるなど、大変有意義であったことから、今後は、他の地区においても実施できるよう検討してまいります。

文化振興については、去る8月5日に東総文化会館において天の川ライブフェスティバル「第3回市民音楽祭」を開催いたしました。当日は、17団体281名の参加をいただく中、集まった大勢の観衆の方々から大変好評をいただきました。

また、来る10月28日に開催する市民ミュージカルについては、「ホタルの星」と題して、これからの世代の子どもたちに環境問題を通して、さまざまな創造活動のきっかけを提供しようとするものであり、現在、48名の出演者が自分の役づくりに向かって、毎週稽古に励んでいるところであります。

第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」については、去る7月18日に開催された日本体育協会理事会において、3年後の平成22年9月25日から10月5日までの11日間の日程で、千葉県において開催されることが正式に決定いたしました。

この開催決定を受け、千葉県では国体実行委員会を設立し、本市においても、去る8月21日に開催した準備委員会総会で、実行委員会を設立したところであります。

なお、卓球競技の会場となる旭市総合体育館については、国体の開催に合わせて、関係機関・関係団体等と協議を行う中、国体終了後も、幅広く市民に利用されるよう施設の整備を検討しているところであります。

また、来る10月27日から2日間の日程で「第59回千葉県民体育大会」が国体の各会場において開催されます。

本市からは、16種目に約300名の選手が出場する予定であり、総合体育館においては卓球競技が行われます。

次に、商業について申し上げます。

商工会では、中心市街地活性化委員会を立ち上げ、中心市街地を活性化するための今後のまちづくりについて、さまざまな立場の委員と意見交換しながら、これからの方向性や具体的な対応策を調査・研究しているところであり、市としても、商工会と連携を図りながら積極的に支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光については、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場の開設をはじめ、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「あさひ砂の彫刻美術展」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「旭市七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、県内外から30万人を超える観光客があり、盛況のうちに終了することができました。

観光協会をはじめ、関係団体のご協力に対し、心より感謝を申し上げます。

また、観光立県・ちばを目指すイベントの一つとして、自転車競技「ツール・ド・ちば2007」が来る9月15日から17日にかけて開催されます。競技には、2,000名を超える参加者があり、初日の15日には選手が市内を力走する予定でありますので、市民の皆様には沿道よ

り温かい声援をお願いいたします。

次に、国民宿舎飯岡荘について申し上げます。

経営改善対策の一環として取り組んでおります名称変更については、市内外より広く公募した結果、全国より356件の応募があり、これを受け、国民宿舎運営委員会において検討が行われ、「食彩の宿いいおか」を新名称候補とする提案をいただきました。

この新名称候補は「いいおか」の地名にも配慮された案であり、本市の観光交流の拠点施設にふさわしい名称であると考え、今議会に関連する議案を上程したところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、売れる米づくりを推進するため、去る6月29日に、萬歳地区の有志により「萬歳米栽培研究会」が立ち上がりました。この研究会は、耕畜連携を生かして減農薬・減化学肥料の米栽培に取り組んでおり、新たなブランド米「萬歳米」として本格的に売り出そうとするものであります。既に、販売の予約を受け付けており、今後の反響や成果が期待されるところであります。

次に、畜産について申し上げます。

去る7月12日に旭市家畜防疫協会と干潟地区養豚組合の主催により、国・県及び生産者を交えて「養豚疾病対策現地検討会」を開催いたしました。これは、2年ほど前より原因の特定できない病気が全国的に広がりを見せ、養豚農家に多大な影響が出ていることに対応したもので、検討会では活発な意見交換が行われており、今後、官民一体となった広域的な対応が図られるものと期待されます。

また、去る7月9日には、農林水産省総合食料局の岡島正明局長を招き、市内認定農業者との意見交換会を開催いたしました。

農林水産行政のトップとの率直な意見交換により、認定農業者にとって新鮮で有意義な会になったものと考えております。

次に、水産まつりについて申し上げます。

去る7月22日に、いいおか港公園と飯岡漁港を会場に第1回「旭市いいおか港・水産まつり2007」を開催いたしました。

会場内では、新鮮な魚や加工品並びに市内のさまざまな農畜産物等が即売され、当日は雨天にもかかわらず、市内外から大勢の来場者でにぎわい、大盛況の中で無事終了することができました。

今後も、水産まつりを通じて、本市の豊富な農水産物をPRし、農水産業の活力ある発展

につなげていきたいと考えております。

なお、恒例の産業まつりについては、10月から11月にかけて旭・海上・干潟地域の3会場で実施する予定であります。

次に、各種の交流事業について申し上げます。

旭市都市農漁村交流協議会では、「幽学の里で米作り交流事業」を中心に交流の輪を広げており、去る7月1日には、首都圏の生協やNPO法人など総勢100人による「田んぼの生きもの調査」や「草取り」を行うとともに、9月2日には「稲刈り体験」を実施いたしました。また、9月9日には、市川市の子ども会総勢300人による「稲刈り体験」を実施する予定であります。

次に、去る8月1日から2日にかけて、教育委員会と連携して大原幽学先生に学ぶ「換子教育宿泊体験事業」を実施いたしました。

当日は、小学生20名を含む23名の参加があり、子どもたちは電気やガスのない昔の暮らしを体験することを通じて、天保年間に農村復興に貢献した幽学先生の業績を学ぶことができました。

次に、第2回旭市親善少年野球大会について申し上げます。

大会は、去る7月29日、8月4・5日に市内から11チーム、県内外から17チームが参加し、青少年の交流と本市の農業をPRする目的で開催いたしました。

市内の農業団体などから協賛をいただき、地元農畜産物のバラエティーに富んだ賞品を手にした、子どもたちの満面の笑みが印象的でありました。

また、8月22日から26日までの5日間、「ジェフユナイテッド市原・千葉アンダー15習志野」の部員19人の農業体験を受け入れました。各部員は市内の農家へ分散して体験学習を行うとともに、地元中学校のサッカー部員やスポーツ少年団との合同練習などを通じて有意義な交流が図られたものと考えております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在46件の工事を発注したところであります。

また、旭中央病院アクセス道「東西線」については、早期に着工できるよう千葉県と調整を行っているところであり、「南北線」についても、JRをまたぐ橋梁工事のためのボーリング調査や測量を実施しており、道路設計及び橋梁詳細設計業務の早期発注に向けて準備を進めているところであります。

継続事業については、1級2号線長部地先の歩道整備事業、1級5号線米込地先の道路改良工事及び椎名団地の排水路整備事業について、順次発注したいと考えております。

次に、災害復旧事業について申し上げます。

去る7月15日の台風4号により被害のあった市内の道路及び排水路等は29か所にわたっており、今議会に災害復旧に係る補正予算を計上したところであります。なお、緊急を要した路線等については、既に工事を実施いたしました。

次に、下水道事業について申し上げます。

東町・網戸地先7.8ヘクタールの面整備工事については、8月に着工いたしました。工事期間中は、交通規制などが予定されておりますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

次に、タウンミーティングについて申し上げます。

まちづくりに市民の皆様のご意見や提案を反映させるため、これまで小学校区単位で地区懇談会を開催してまいりましたが、本年度は市民の皆様と、より活発な話し合いを行いたいと考え、あらかじめテーマなどを設定した「タウンミーティング」を開催することといたしました。

なお、具体的なテーマや日程などについては、後日、広報等でお知らせいたしますので、大勢の皆様にご参加いただきたいと思いますと考えております。

次に、防災について申し上げます。

旭市総合防災訓練については、去る8月26日に旧海上中学校を会場に、周辺の住民の皆様並びに関係諸団体のご協力により、総勢1,700名の参加を得て実施いたしました。

今回の訓練は、房総沖を震源とする大地震の発生による被害を想定した発災対応型の訓練とし、大津波警報の発令、台地における土砂崩れや道路の崩壊、多数の家屋の倒壊や火災の発生という想定のもとに、猛暑の中、避難誘導訓練、炊き出し訓練、火災防御訓練などを実施したところであります。

災害発生時に的確に対応するためには、ふだんからの災害に対する準備が必要であり、参加者の真剣な様子を拝見し、防災意識の高揚と啓発に大きな成果があったものと受け止めております。

次に、消防救急無線について申し上げます。

千葉県では、消防救急無線広域化・共同化等推進整備計画に基づき、県域一帯をエリアとし、大規模災害時への対応なども考慮した消防救急無線の整備を進めております。

今般、県及び県下全消防長で組織する推進協議会において、計画を前倒しして整備することについて合意が得られたことから、平成20年度に実施予定の千葉県防災行政無線の再整備に併せて消防救急無線が導入されることとなりました。

なお、整備を行うための共同処理機関として、千葉縣市町村総合事務組合を活用することとし、本事務を共同処理するための規約変更について、現在協議が行われているところであります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

昨年に引き続き、去る7月24日に開催した子ども議会については、市内の小・中学校から25名の子ども議員が参加し、環境問題や通学路等における防犯対策の問題、遊具等の安全点検、パークゴルフ場からショッピングセンターに関する質問まで、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。また、当日は大勢の保護者も傍聴されており、市の行政運営について、少しでも理解を深めてもらえたものと考えております。

なお、これらの意見については、しっかりと検討し、実施できるものは早急に対応するよう指示したところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時 0分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

議長（嶋田茂樹） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

( 財政課長 平野哲也 登壇 )

財政課長(平野哲也) 議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元に配布してございます平成18年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご用意したいと思います。

なお、説明の中で、平成18年度決算額と比較しております平成17年度の数値は、合併後の7月から3月までの9か月分だけではなく、旧1市3町及び一部事務組合の4月から6月分を加えた通年ベースの決算額に置き換えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。

第1の決算規模です。

平成18年度一般会計の決算規模は、歳入が258億1,649万4,000円で、対前年度2.0%の増、歳出が239億2,399万1,000円で、対前年度0.4%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,873万1,000円を差し引いた実質収支は18億377万2,000円となりました。

次は、2ページをお願いします。

第2、歳入の第2表です。

決算額の構成比は、市税が25.3%で、前年度0.1ポイントの増、地方交付税は29.5%で、対前年度0.4ポイントの減となっております。

また、市債の構成比は10.5%で0.2ポイントの増であります。

次に、下の方の歳入決算額の主な項目です。

市税から市債まで、金額及び前年度との比較は記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。

第3は、歳出の決算額です。第4表目的別歳出の構成比のとおり、大きいものは、総務費、民生費、教育費、公債費となっております。

下の第5表は性質別歳出の構成比です。

次の4ページに推移を載せてございますが、経常的経費の割合は70.3%で、前年度の73.7%と比較して3.4ポイントの減、このうち義務的経費は47.8%で、前年度の48.9%と比較して1.1ポイントの減となっております。

第4は、財政の弾力性です。経常収支比率は89.9%で、前年度比3.7ポイントの減となっています。

5ページをお願いします。

第5は、将来の財政負担であります。第8表の公債費比率及び実質公債費比率の推移の公債費比率は15.5%で、前年度比0.7ポイントの減となりました。

また、平成17年度の決算の数値から新たに導入されました実質公債費比率は平成18年度で18.5%となっております。

第9表は、市債の現在高・借入額・償還額の推移です。18年度の現在高は256億円で、これは市民1人当たり約36万7,000円となります。

6ページをお願いします。

第10表は基金現在高の推移ですが、18年度末における基金の総額は39億9,706万6,000円で、市民1人当たり約5万7,000円となります。

運用基金である土地開発基金及び奨学基金を除くと29億6,772万円ほどになり、これは市民1人当たり約4万2,000円となります。

以下、7ページは歳入歳出決算総括表、8ページは歳入の状況、9ページは市税徴収実績表です。10ページは目的別歳出の状況、11ページは性質別歳出の状況、12ページは目的別・性質別歳出決算、13ページは目的別歳出財源内訳表、14ページ及び15ページは目的別歳出における節別集計表です。

16ページは一部事務組合負担金の概況及び推移と、小・中学校及び保育所経費の推移となっております。なお、小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したものでございます。

また、17ページ以下は、主な施策に関する事項でございます。18年度決算における主な施策について、決算書の掲載ページ順に、事業費と事業内容を説明いたしております。

資料による説明は以上で終わります。次に決算書によりご説明をいたします。決算書の方のご用意をお願いしたいと思います。

それでは、決算書によりご説明を申し上げます。

初めに、平成18年度決算額と比較しております17年度の数値は、先ほど申し上げました説明資料と同様、通年ベースの金額としておりますので、よろしく申し上げます。

3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、18ページの歳入からご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

1 款の市税は、調定額79億9,201万590円に対して、収入済額は前年度比2.4%増の65億2,567万429円です。

主な項目について前年度との比較増減を申し上げますと、1 項市民税の収入済額は12.0%の増で27億8,673万3,652円、2 項固定資産税は4.8%の減で28億6,367万4,996円、3 項軽自動車税は3.0%の増で1 億2,677万5,645円、4 項市たばこ税は1.7%の増で4 億9,238万9,015円、6 項入湯税は0.6%の減で1,153万4,250円、7 項都市計画税は5.8%の減で2 億4,356万2,871円となっております。

なお、市税については、決算に関する説明資料の9ページに市税徴収実績表が掲載してございます。

それでは、次に、20ページをお願いしたいと思います。

2 款地方譲与税は、収入済額9 億4,816万9,219円で、前年度比2 億6,019万219円、37.8%の増です。

増の理由は、税源移譲額の全額が所得譲与税として交付されたことによるものでございます。

3 款利子割交付金は、収入済額2,147万9,000円で、前年度比741万7,000円、25.7%の減でございます。

4 款配当割交付金は、収入済額2,730万4,000円で、前年度比945万9,000円、53.0%の増です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,534万1,000円で、前年度比448万6,000円、15.0%の減でございます。

次に、22ページをお願いします。

6 款地方消費税交付金は、収入済額6 億8,373万3,000円で、前年度比3,482万2,000円、5.4%の増でございます。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額3 億2,512万1,000円で、前年度比2,803万7,000円、9.4%の増です。

8 款地方特例交付金は、収入済額1 億6,303万円で、前年度比5,675万9,000円、25.8%の減でございます。

減の理由は、児童手当分が新しく加わりましたものの、減税補てん分が定率減税の縮減により減となったことによるものでございます。

9款地方交付税は、収入済額が76億2,002万9,000円で、前年度で5,995万6,000円、0.8%の増です。

内訳といたしましては、備考欄の1番普通交付税が66億1,160万8,000円で1億5,665万5,000円の増、備考欄2番の特別交付税が10億842万1,000円で9,669万9,000円の減となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,522万8,000円で、前年度比43万1,000円、2.9%の増です。

次は、24ページをお願いします。

11款分担金及び負担金は、収入済額7億5,264万2,242円で、前年度比1,274万2,322円、1.7%の減でございます。

12款使用料及び手数料は、収入済額4億868万3,933円で、前年度比745万6,767円、1.9%の増でございます。

次は、飛びまして28ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金は、収入済額19億1,185万8,106円で、前年度比3億7,369万6,837円、24.3%の増でございます。

増の主な理由は、安全・安心な学校づくり交付金とまちづくり交付金を新規で受けたことによるものでございます。

次は、飛びまして32ページをお願いします。

2項5目教育費国庫補助金の2節小学校費国庫補助金、備考欄の2番の安全・安心な学校づくり交付金は飯岡小学校改修事業に対して、3節中学校費国庫補助金の3番は干潟中学校校舎改修事業に対して、4番は海上中学校建設事業に対して、5番は第二中学校屋内運動場改築事業に対して、それぞれ交付されたものでございます。

6目総務費国庫補助金の備考欄のまちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道整備事業、あさひ健康パーク整備事業、文化の杜公園整備事業、排水路整備事業に対する交付金でございます。

14款県支出金は、収入済額11億7,304万7,900円で、前年度比7,204万6,945円、6.5%の増です。

増の主な理由は、少し飛びまして38ページをお願いしたいと思います。2項4目1節農業費県補助金の備考欄8番、バイオマスの環づくり交付金が増になったことによるものでございます。

次は、飛びまして42ページをお願いしたいと思います。

15款財産収入は、収入済額3,579万750円で、前年度比6,337万8,607円、63.9%の減でございます。

減の主な理由は、2項1目1節土地売払収入で、前年度に比べて売り払い面積が減になったこと、2目1節物品売払収入に前年度は計上してございましたリサイクル資源売払収入を19款5項の雑収入へ組み替えたこと、前年度は公用車の売却があったこと、この減によるものでございます。

次は、44ページをお願いしたいと思います。

16款寄附金は、収入済額209万1,000円で、前年度比31万1,000円、17.5%の増です。

下の方になりますけれども、17款繰入金は、収入済額8億788万7,454円で、前年度比3億1,461万8,337円、28.0%の減でございます。

主なものについて前年度と比較しますと、46ページをお願いします。2項1目財政調整基金繰入金と2目減債基金繰入金が減、それから3目の地域福祉基金繰入金、これが皆減、4目学校建設基金繰入金が増となったことによるものでございます。

次は、48ページをお願いしたいと思います。

18款繰越金は、17年度の決算剰余金で12億9,353万7,758円、前年度比1億6,571万2,640円、11.4%の減でございます。

19款諸収入は、収入済額3億7,334万9,802円で、前年度比4,328万243円、13.1%の増でございます。

次は、50ページをお願いしたいと思います。

20款市債は、収入済額27億250万円で、前年度比9,350万円、3.6%の増でございます。

増の主な理由は、53ページをお願いしたいと思います。1項5目1節の中学校債と2節小学校債が増になったことによるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出について、款ごとに前年度の通年ベースと比較をしながら、主な事業について説明を申し上げます。

少し飛びまして56ページをお願いしたいと思います。

1款議会費は、支出済額2億3,401万7,164円で、前年度比2億2,321万6,420円、48.8%の減となっております。

次は、58ページをお願いしたいと思います。

2 款総務費は、支出済額42億2,712万6,890円で、前年度比 6 億577万5,090円、12.5%の減でございます。

減の主な理由といたしましては、前年度にありました電算システム統合事業、市議会議員選挙費、衆議院議員選挙費、国勢調査費が皆減したこと、調整手当の廃止などにより人件費が下がったこと、それから庁舎改修事業などが減になったことによるものでございます。

次は、飛びまして73ページをお願いしたいと思います。

3 目文書広報費の備考欄 2 番、広報活動費は、広報あさひの発行及び旭市を内外に紹介するためのガイドマップ等を作成したものでございます。

次は、飛びまして79ページをお願いしたいと思います。

7 目企画費の備考欄の 2 番、総合計画策定事業は、平成19年度から28年度までの基本構想と平成19年度から23年度までの前期基本計画で構成する旭市総合計画を策定したものでございます。

次は、81ページをお願いします。

備考欄 4 番、医療福祉・食・交流の郷づくり事業は、米づくりを通じて都市住民との交流を図った幽学の里で米作り事業や次世代を担う子どもたちが旭の郷土や歴史を研究し、中学生による新しいまちづくり提案事業などを行ったものでございます。

次は、83ページをお願いします。

8 目電子計算費の備考欄 5 番、統合型地理情報システム整備事業は、全体システムの構築に向けて、ベースマップとして利用可能なデータを作成したものでございます。

次は、飛びまして87ページをお願いしたいと思います。

10目地域振興費の備考欄 2 番、コミュニティ育成事業は、地区集会施設建設事業で 2 地区、地区集会施設修繕事業で 4 地区、一般コミュニティ助成、これは宝くじの助成でございますけれども、この事業で 2 地区に、それぞれ補助を行ったものでございます。備考欄 3 番、コミュニティバス等運行事業は、市内 4 地区のルートでコミュニティバスの運行を行ったものでございます。

備考欄 5 番、基金積立金は、3 か年計画で行っている地域振興資金の積み立てについて、2 年目の積み立てを行ったものでございます。

次は、飛びまして91ページをお願いしたいと思います。

11目諸費の備考欄 3 番、防犯対策事務費は、防犯意識の高揚と安全なまちづくりを推進するため、小学生への防犯ブザーの貸与や防犯パトロール車の購入、防犯ボランティアによる

パトロール活動を支援するための帽子や腕章などの購入を行ったものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の17ページから27ページに記載してございますので、参照していただきたいと思っております。

次は、飛びまして104ページをお願いします。

3款民生費は、支出済額50億9,157万2,264円で、前年度比3,942万8,970円、0.8%の減でございます。

減の主な理由は、児童手当と児童扶養手当が増となったものの、生活保護の医療扶助費や私立保育所運営費等補助金、障害者支援事業費が減になったことによるものでございます。

次は、飛びまして107ページをお願いしたいと思います。

1項1目社会福祉総務費の備考欄3番、地域福祉計画策定事業は、福祉に関する総合的な施策を計画的に推進するための指針となる地域福祉計画を策定したものでございます。

次は、飛びまして111ページをお願いしたいと思います。

2目障害者福祉費の備考欄2番、障害者福祉計画策定事業は、障害者のための施策に関する基本的な計画でございます障害者計画と障害福祉サービスの提供に関する具体的な計画でございます障害福祉計画を一体的に策定したものでございます。

次は、飛びまして117ページをお願いしたいと思います。

備考欄24番、地域生活支援事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から始まった事業で、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を送れるように、さまざまな支援を行ったものでございます。

飛びまして125ページをお願いします。

2項1目老人福祉総務費の備考欄11番、広域連合負担金は、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度に向け、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合の設立準備及び運営に係る経費について負担を行ったものでございます。

次は、127ページをお願いします。

2目生活支援費の備考欄2番、介護予防事業は、要介護状態への進行を予防するため、各種支援事業を委託したものでございます。

次は、少し飛びまして131ページをお願いします。

備考欄11番、地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、介護予防拠点と認知症対応型グループホームの施設の整備を行う民間事業者に対して補助を行ったものでございます。

次は、133ページをお願いします。

備考欄7番、つどいの広場事業は、乳幼児を持つ親同士の交流や同世代の子どものふれあいの場、子育ての相談のできる場として、平成18年6月に開設したつどいの広場の運営経費でございます。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の28ページから48ページに掲載してございます。

次は、飛びまして146ページをお願いします。

4款衛生費は、支出済額17億5,660万3,681円で、前年度比7億9,520万2,790円、31.2%の減でございます。

減の主な理由は、前年度は一部事務組合負担金として4款の衛生費に計上してございました旭中央病院組合負担金を13款の公営企業繰出金に組み替えたこと、高度浄水処理施設に係る東総広域水道企業団負担金が減になったことなどによるものでございます。

飛びまして155ページをお願いします。

1項2目予防費は、生活習慣病の予防や早期発見のため、基本健康診査をはじめ健康相談や指導、各種検診事業などを行ったものでございます。

次は、飛びまして169ページをお願いします。

4目環境衛生費の備考欄7番、不法投棄防止活動事業は、不法投棄監視員等による監視・パトロール活動や市内に不法投棄された廃棄物の処理を行ったものでございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の44ページから49ページに記載してございます。

飛びまして178ページをお願いしたいと思います。

5款労働費は、支出済額4,286万2,681円で、前年度比750万8,287円、21.2%の増でございます。

次は、少し飛びまして184ページをお願いしたいと思います。

6款農林水産業費は、支出済額11億4,455万6,365円で、前年度比1億617万1,090円、8.5%の減でございます。

減の主な理由は、バイオマスの環づくり推進事業費が増となったものの、経営構造対策事業と土地改良事業費償還負担金が減となり、さらに、前年度にございました家畜排泄物利用施設整備事業が終了したことによるものでございます。

次は、飛びまして197ページをお願いします。

1項3目農業振興費の備考欄17番、「園芸王国ちば」強化支援事業は、農産物の産地として生産力の強化拡大を支援するため、パイプハウスなどの農業用施設の整備や機械の導入に

補助を行ったものでございます。

次は、199ページをお願いします。

4目畜産振興費の備考欄3番、バイオマスの環づくり推進事業は、食品工場等から排出される食品廃棄物などを利用した豚の飼料の生産施設の整備に対して、4番、さわやか畜産総合展開事業は、家畜排せつ物を利用した良質な堆肥の生産と流通の促進を図る施設の整備に対して、それぞれ補助を行ったものでございます。

次は、飛びまして205ページをお願いします。

5目農地費の備考欄8番、広域農業基盤整備事業は、清滝 期地区ほか、ほ場整備事業に対して補助を行ったものでございます。

次は、飛びまして213ページをお願いします。

3項4目漁港建設費の備考欄1番、水産基盤整備事業は、県が行う飯岡漁港の外西防波堤の改良と親水護岸の事業に対して負担を行ったものでございます。

なお、農林水産業費に係る主要事業につきましては、説明資料の50ページから62ページに記載してございます。

次に、7款商工費は、支出済額2億9,806万1,128円で、前年度比2,008万1,098円、7.2%の増でございます。

増の主な理由は、少し飛びまして217ページをお願いします。1項2目商工振興費の備考欄4番、商業活性化推進事業において、プレミアム付き商品券発行事業に対する補助金と商店街の施設整備、改修事業に対する補助金が増になったことによるものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の63ページ、64ページに記載してございます。

少し飛びまして226ページをお願いします。

8款土木費は、支出済額19億9,440万6,488円で、前年度比2億5,637万2,075円、14.8%の増でございます。

増の主な理由は、旭中央病院アクセス道整備事業、あさひ健康パーク整備事業、文化の杜公園整備事業が増になったことによるものでございます。

次は、飛びまして235ページをお願いします。

2項3目道路新設改良費の備考欄2番、道路新設改良事業は、道路改良や舗装新設、道路排水施設の整備などを行ったものでございます。

次は、237ページをお願いします。

備考欄4番、旭中央病院アクセス道整備事業は、旭中央病院から東総広域農道までつなぐ

道路の設計と用地測量、物件調査を行ったものでございます。

次は、239ページをお願いします。

備考欄5番、H-1-002号線交通安全施設整備事業は、東総運動場東側から大原幽学史跡公園駐車場までの歩道の整備を行ったものでございます。

備考欄6番、防衛施設周辺民生安定事業は、埴地先の忍坂横根線ほか2路線の整備を行ったものでございます。

次は、飛びまして243ページをお願いします。

3項2目街路費の備考欄3番、街路整備事業（谷丁場遊正線）は、不動産鑑定や設計、分析、用地測量などを行ったものでございます。

245ページをお願いします。

備考欄4番、旭駅前広場等整備事業は、県が行っている旭駅前線整備事業に対する負担金の支出でございます。

次は、247ページをお願いします。

4目公園費の備考欄3番、袋公園整備事業は、実施設計、じゃぶじゃぶ池の整備と遊具の設置などの公園整備、トイレの設置などを行ったものでございます。

次は、249ページをお願いします。

備考欄4番、文化の杜公園整備事業は、不動産鑑定や費用対効果の分析、物件調査、基本設計、用地取得などを行ったものでございます。

備考欄5番、あさひ健康パーク整備事業は、コースの造成や植栽、芝生整備工事などを行ったものでございます。また、これと併せて、福祉センター、勤労青少年ホームの解体も行ったところでございます。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の65ページから78ページに記載してございます。

次は、飛びまして252ページをお願いします。

9款消防費は、支出済額11億8,119万1,728円で、前年度比3,392万9,590円、2.8%の減でございます。

飛びまして257ページをお願いします。

1項1日常備消防費の備考欄3番、消防車両整備事業は、高規格救急自動車1台と水槽付消防ポンプ自動車1台を購入したものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の79ページから86ページに記載してございます。

次は、少し飛びまして264ページをお願いします。

10款教育費は、支出済額33億4,426万9,368円で、前年度比 9 億3,859万2,129円、39.0%の増であります。

増の主な理由は、小学校及び中学校の大規模改造事業や海上中学校建設事業、第二中学校改築事業が増になったことによるものでございます。

次は、飛びまして279ページをお願いします。

2 項 1 目学校管理費の備考欄 4 番、小学校耐震診断調査事業は、昭和56年以前に建築された校舎、屋内運動場の耐震診断を小学校 9 校で行ったものでございます。

備考欄 5 番、小学校施設改修事業は、耐震診断の結果に基づき、校舎等の大規模改造事業などを行ったものでございます。

飛びまして283ページをお願いします。

2 目教育振興費の備考欄 7 番、放課後児童健全育成事業は、学童クラブを新たに 3 か所開設し、10か所で行ったものでございます。

次は、285ページをお願いします。

3 校 1 目学校管理費の備考欄 3 番、中学校耐震診断調査事業は、昭和56年以前に建築された中学校 4 校の校舎、屋内運動場の耐震診断を行ったものでございます。

次は、287ページをお願いします。

備考欄 4 番、中学校施設改修事業は、耐震診断の結果に基づき、校舎等の大規模改造事業などを行ったものでございます。

備考欄 5 番、海上中学校建設事業は、平成17年度から 2 か年事業で、海上支所の西側へ移転改築したものでございます。

備考欄 6 番、第二中学校改築事業は、屋内運動場を平成18年度と19年度の 2 か年で整備しているものでございます。

次は、飛びまして293ページをお願いします。

2 目教育振興費の備考欄 8 番、課外活動支援事業は、中学校の課外活動を支援するため、八つの部活動に民間の指導員を派遣したものでございます。

飛びまして301ページをお願いします。

4 項 2 目文化振興費、備考欄 2 番、文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、主に東総文化会館を会場として各種の自主文化事業を開催したものでございます。

なお、教育費に係ります主要事業は、説明資料の87ページから100ページに記載してございます。

次は、飛びまして338ページをお願いします。

11款災害復旧費は、支出はございません。

次は、340ページをお願いします。

12款公債費は、支出済額29億2,405万4,130円で、前年度比244万1,235円、0.1%の増でございます。

13款諸支出金は、支出済額16億8,526万8,580円で、前年度比5億1,683万4,449円、44.2%の増でございます。

増の主な理由は、343ページをお願いします。2項2目病院事業会計繰出金が、前年度は3款と4款に計上してございましたものを組み替えたこと、3項1目の土地開発基金繰出金が増になったことによるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

それでは、最後に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、決算書の後ろの方から4枚目になるんですけども、512ページをお願いしたいと思います。

まず、1の公有財産の(1)土地及び建物について、異動状況をご説明申し上げます。

最初に、土地の増減です。その他の行政機関のうち消防施設821平方メートルの増は、普通財産の山林、宅地、雑種地から消防施設用地へ種別替えしたものでございます。

次に、下へ行きますして、公共用財産のうち公園1万2,519平方メートルの増は、文化の杜公園用地として買収したものでございます。

次の山林406平方メートルの減、宅地5,779平方メートルの減、原野105平方メートルの減、雑種地224平方メートルの減の主な内容は、消防施設用地への種別替えと貸し付けていた神宮地地先の市有地を払い下げたことによるものでございます。

次に、建物のうち木造の増減です。その他の行政機関の消防施設79平方メートルの減は、2か所の消防庫を非木造に建て替えたことによるものでございます。

次に、公共用財産の公営住宅63平方メートルの減とその他の施設912平方メートルの減の主な内容は、市営住宅(双葉団地)2戸を取り壊したことと、それから飯岡地区の青年館など12施設を用途廃止し、地元区へ譲与したことによるものでございます。

次に、その他46平方メートルの減は、公共用財産のその他の施設へ種別替えしたことによるものでございます。

次に、非木造の増減です。その他の行政機関の消防施設159平方メートルの増は、先ほどの2か所の消防庫の建て替えによるものでございます。

次に、公共用財産の学校6,857平方メートルの増と公園39平方メートルの増の主な内容は、海上中学校の移転による校舎、屋内運動場などの新設によるものと袋公園の公衆トイレを新築したことによるものでございます。

また、公営住宅252平方メートルの減とその他の施設1,937平方メートルの減の主な内容は、市営住宅（神西住宅）8戸を取り壊したことで、あさひ健康福祉センター旧館、勤労青少年ホーム、下永井の東町公園公衆便所を取り壊したことによるものでございます。

次に、515ページをお願いしたいと思います。

2の物品の増減内容についてご説明申し上げます。

乗用車2台の増、貨物車1台の減、軽自動車1台の増は、公用車の更新などにより増減したものでございます。

次に、バス2台の増は、コミュニティバスとして新規に購入したものでございます。

次に、消防車3台の増は、消防車6台を更新し、うち3台を廃車しましたが、残りの3台を予備の消防車両としたことによるものでございます。

次に、救急自動車について、増減はございませんが、高規格車1台の更新を行っております。

次に、特殊自動車1台の減は、身障者貸付用自動車（ゆうあい号）を廃車したものでございます。

次に、516ページから518ページは、基金の状況でございます。

18年度末の現在高は、（1）の一般財政調整基金が13億1,572万9,000円、（2）の減債基金が1億8,383万1,000円、（3）の地域振興基金が12億4,604万1,000円となっております。

以上で、議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時0分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

( 保険年金課長 増田富雄 登壇 )

保険年金課長(増田富雄) 議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成18年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万5,346世帯で前年度比21世帯、0.1%の増、被保険者数は3万7,964人で前年度比544人、1.4%の減となっております。

18年度末の加入割合は、世帯比で65.8%、人口比で53.5%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者が2万8,112人で前年度比395人、1.4%の減、退職被保険者が2,991人で前年度比257人、9.4%の増、国保老人対象者が6,861人で前年度比406人、5.6%の減、介護保険2号被保険者は1万3,095人で前年度比329人、2.5%の減となっております。

国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が53万円、介護納付金分が9万円であります。

なお、これからの説明の中で、平成18年度決算額と前年度との比較は、平成17年度の決算が合併後の7月から3月までの9か月分であることから、これに旧1市3町分の4月から6月までの3か月分を加えた通年ベースでの決算額に直して比較しておりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

345ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は76億7,392万6,706円で前年度比5.5%の増となり、歳出決算額については71億1,880万3,076円で前年度比4.9%の増となっております。

350ページをお開きください。

歳入歳出差し引き残額5億5,512万3,630円につきましては、平成19年度に財政調整基金へ2億7,800万円を積み立てまして、残額2億7,712万3,630円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

360ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は28億4,359万6,715円となり、前年度比で微増となっております。不納欠損額は8,234万6,430円で、収入未済額は11億3,438万2,651円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は21億5,505万6,901円となり、収納率は88.96%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は2億3,761万4,877円となり、収納率は87.82%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は1億6,169万1,141円となり、収納率は16.5%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は1,527万8,830円となり、収納率は16.2%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は2億4,838万8,914円となり、収納率は97.35%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,961万4,574円となり、収納率は96.08%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は534万8,891円となり、収納率は32.92%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は60万2,587円となり、収納率は42.92%であります。

以上のことから、1人当たりの調定額は、医療給付費分が7万532円で前年度と比較して699円、1%の減であります。介護納付金分は2万2,220円で前年度と比較して4,164円、23.1%の増であります。

362ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は24億4,204万7,871円となり、対前年度0.2%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は18億6,173万5,223円となり、対前年度3.8%の減であります。

内訳は、療養給付費負担金が13億477万7,136円で、老人保健医療費拠出金負担金が3億3,688万7,535円で、介護納付金負担金が2億2,007万552円あります。

2 節過年度分の収入済額は2,668万1,739円で、平成17年度療養給付費等負担金の精算による追加交付分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は3,218万7,909円あります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 5 億 2,144 万 3,000 円で、対前年度 11.9% の増であります。

内訳は、普通調整交付金として 4 億 4,375 万 6,000 円で、医療分に 4 億 530 万円、介護分に 3,845 万 6,000 円であります。特別調整交付金として 7,768 万 7,000 円であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等にかかわる医療費に対する交付金で、収入済額は 6 億 3,915 万 5,032 円となり、対前年度 25.4% の増であります。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の 3,218 万 7,909 円であります。

364 ページをご覧ください。

2 項 1 目の県財政調整交付金は 4 億 859 万 6,000 円で、これは国の財政調整交付金の一部が平成 17 年度から県の財政調整交付金に振り替わったことによるものです。その内訳は、普通調整交付金が 6 %、特別調整交付金が 1 % となっております。

7 款共同事業交付金の収入済額は 5 億 2,378 万 4,817 円で、対前年度 265% の増となっております。

その内訳を申し上げますと、2 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額については 1 億 5,252 万 4,839 円で、対前年度 6.3% の増であります。2 目の保険財政共同安定化事業交付金については、昨年の 10 月から発足した事業でありまして、その収入済額は 3 億 7,125 万 9,978 円で、すべてが増額となるものでございます。

内容としましては、高額医療費のうち、1 か月につき 30 万円を超え 80 万円以下のものについて、交付の対象となる事業であります。

9 款の繰入金については、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億 6,849 万 487 円となり、対前年度 2.6% の減であります。内訳は、保険税軽減分が 1 億 2,440 万 4,800 円で、保険者支援分が 4,408 万 5,687 円であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は 5,252 万 8,000 円となり、対前年度 11.9% の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は 3,760 万円となり、対前年度 5.1% の減であります。

366 ページをご覧ください。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は 4,083 万 2,000 円となり、対前年度 4.6% の増であります。

10款繰越金の収入済額は2億4,119万7,452円で、対前年度39.2%の減であります。

11款諸収入の収入済額は2,411万8,323円で、主なものは、保険税にかかわる延滞金と交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

372ページをご覧ください。

1款総務費の支出済額は5,490万4,843円となり、対前年度32%の減であります。

1項1目一般管理費の2,621万9,972円は国保事業の管理運営費で、対前年度38.9%の減であります。

376ページをご覧ください。

2款保険給付費の支出済額は47億6,605万1,986円となり、対前年度2.5%の増であります。また、審査支払手数料及び第三者納付金と返納金を差し引いた1人当たりの給付費は15万2,457円で、対前年度3%の増であります。

1項療養諸費の支出済額は42億3,765万5,714円となり、対前年度2.6%の増であります。

378ページをご覧ください。

2項高額療養費の支出済額は4億1,981万6,272円となり、対前年度3.2%の増であります。

380ページをご覧ください。

3款老人保健拠出金の支出済額は10億8,069万2,471円となり、対前年度7.2%の減であります。これは国保老人にかかわる拠出金であり、前々年度医療費実績を基に老人医療費の見込み率等で算出されるものであります。

4款介護納付金の支出済額は6億4,563万6,881円となり、対前年度0.8%の増であります。これは第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は4万7,578円で、1万3,376人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり2,524円の増であります。

382ページをご覧ください。

5款共同事業拠出金は5億3,344万8,023円で、対前年度210.8%の増であります。

その主な内容を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は1億2,855万224円で、対前年度25.1%の減であります。減少の理由は、高額医療費のうち1か月につき70万円以上が対象であったものが80万円以上に引き上げられたためであります。

3目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、昨年10月から発足した事業でありまして、その支出済額は4億489万6,719円で、すべてが増額となるものです。

内容としましては、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものについて、拠出の対象となる事業でございます。

6款保健事業費は2,694万6,341円となり、対前年度28.8%の増であります。

なお、この主なものといたしましては、短期人間ドック事業、医療費通知事業、健康優良家庭表彰事業があります。

386ページになります。

9款諸支出金は1,112万2,531円で、その主なものは、保険税還付金と国庫と支払基金への返還金であります。

408ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

それでは、351ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,409万8,316円となり、前年度比2.5%の減となっております。歳出決算額は6,478万263円となり、対前年度1.1%の減となりました。

356ページをご覧ください。

歳入歳出差し引き残額1,931万8,053円につきましては、平成19年度に財政調整基金へ970万円を積み立てまして、残額961万8,053円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

394ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,552万3,247円となり、対前年度4.1%の増であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は10万8,900円となっております。内容は、往診等にかかわる手数料となっております。

396ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は740万円となっております。

8款諸収入の収入済額は73万1,970円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料となっております。

続いて、歳出になりますが、402ページをお開きください。

1款総務費ですが、支出済額は3,504万628円となり、対前年度2%の増となっております。

404ページをご覧ください。

2款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入となっております。支出済額は2,931万9,063円となり、対前年度5.1%の減となっております。

3款施設整備費、これは備品の購入に充てられたものですが、支出済額は42万572円となっております。

409ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成18年度の老人保健の状況について申し上げます。

なお、これからの説明の中で平成18年度決算額と前年度との比較は、先ほどの国保会計での説明同様、平成17年度の決算額を通年ベースに直して比較しておりますことをご了承いただきたいと思っております。

受給対象者の年間平均は8,640人で、前年度と比較しますと505人、5.5%の減となりました。その内訳は、国保老人6,861人、社保老人1,779人であります。

平成18年度の医療給付費等は40億8,695万5,105円で、対前年度5.5%の減となっております。

また、1人当たりの医療費では47万3,027円で、対前年度0.1%の増となりました。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

411ページをお開きください。

歳入決算額は42億2,542万3,576円となり、前年度比3.4%の減となっております。

歳出決算額は41億1,872万886円となり、前年度比5.6%の減であります。

歳入歳出差し引き残額は、416ページにございますように、1億670万2,690円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

420ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款支払基金交付金の収入済額は22億3,215万4,081円となり、前年度比9.9%の減であり

ます。

主なものは、1項1目医療費交付金で、その収入済額は22億1,449万756円となり、前年度比9.9%の減であります。

2款国庫支出金の収入済額は13億467万6,990円となり、前年度比14.4%の増であります。

主なものは、1項1目医療費国庫負担金で、その収入済額は13億378万6,990円となり、前年度比14.3%の増であります。

3款県支出金の収入済額は3億3,271万7,498円となり、前年度比13.2%の増であります。

4款繰入金の収入済額は3億3,264万6,000円となり、前年度比7.7%の増であります。

主なものは、1項1目2節医療費一般会計繰入金3億1,771万8,000円で、自己負担後の総医療費から、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を除いた市の負担額であります。

5款繰越金の収入済額は1,511万3,035円となっております。

422ページをご覧ください。

6款諸収入の収入済額は811万5,972円で、その内容は第三者納付金となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

426ページをお開きください。

1款総務費の支出済額は1,424万1,640円となり、前年度比13.5%の増であります。

2款医療諸費の支出済額は41億447万9,246円となり、前年度比5.5%の減であります。内訳としましては、1項1目医療給付費が40億2,223万948円となり、前年度比5.5%の減であります。

2目医療費支給費は、接骨・捻挫等医療費と高額医療費の現金支給分であり、その支出済額は6,472万4,157円となり、前年度比3.8%の減であります。

428ページをご覧ください。

3目審査支払手数料の支出済額は1,752万4,141円となり、前年度比5.7%の減であります。

430ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、18年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお開きください。

1ページになります。

高齢者人口等ですが、この資料は19年3月末の状況を事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は対前年と比較して説明いたします。

B欄になります。

65歳以上の第1号被保険者数は1万5,738人で、対前年262人の増、伸び率1.7%です。

3行下になります。65歳以上の人口比率いわゆる高齢化率は22.2%で、対前年0.5ポイントの増です。

要介護認定者数は1,954人で、対前年52人の増、伸び率で2.7%で、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は11.8%、対前年0.9ポイントの増になります。

以下、介護度別認定者数、2ページの方をお願いします。また、右側の3ページの方、保険料の納付状況、3ページの方には保険給付費のサービス別支出状況などが記載のとおりとなっております。

それでは、決算書についてご説明いたします。

決算書の方の431ページをお開きください。

なお、説明の中での対前年度比較は、一般会計等と同様、17年度の通年ベースということで比較させていただいています。

それでは、歳入歳出予算額31億8,962万5,000円に対し、歳入決算額は31億5,405万2,161円で、対前年度と比較し1.7%の増です。歳出決算額は30億2,989万4,191円で、前年度比較2.2%の増、歳入歳出差し引き残額は1億2,415万7,970円です。

次の432ページから436ページの歳入歳出決算の内容については、437ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

次の438ページは歳入の事項別明細書の総括ですので、440ページの歳入から決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1款保険料の収入済額は5億2,639万7,518円で、収納率は96.0%です。

三つ下になります。1項1目1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は4億5,672万7,144円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は6,716万6,230円で、収納率は87.3%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は250万4,144円で、収納率は17.2%です。

2 款国庫支出金の収入済額は7億1,962万2,875円です。内容は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分となります。この国庫支出金は、制度改革により前年度と比較して4,019万4,071円、5.3%の減となりました。

3 款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1項1目介護給付費交付金の収入済額は8億6,699万5,000円、2目地域支援事業支援交付金は414万1,000円です。

合計で8億7,113万6,000円となり、前年度と比較して4,105万9,000円、4.5%の減となりました。これも制度改革により負担率が32%であったものから31%に変更になったものです。442ページになります。

4 款県支出金、1項1目介護給付費負担金の収入済額は4億3,999万2,000円です。

2項1目地域支援事業交付金は432万1,437円となりました。

県支出金は、合計で4億4,431万3,437円となり、制度改革により国庫支出金は減となりましたが、県支出金は前年度と比較して7,851万2,775円、21.5%の増となりました。

6 款繰入金は、1項の一般会計からの繰入金と2項の基金繰入金があり、一般会計からの繰り入れは、介護給付費分と地域支援事業費分及び事務費分でありまして、合計で4億1,959万3,000円です。

2項基金繰入金、444ページになります。介護保険給付費準備基金繰入金で3,000万円を繰り入れいたしました。

前のページに戻りますが、6 款の合計、繰入金の総額は4億4,959万3,000円で、前年度と比較して6,195万3,043円、12.1%の減となりました。

また、次の444ページをお願いします。

7 款1項1目1節繰越金は1億3,689万735円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入、2項雑入、1目第三者納付金265万5,154円は、交通事故による加害者納付金です。

2目1節地域支援事業利用収入314万3,697円は、備考欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入です。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、448ページになります。

歳出の主なものについて説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は3,554万5,028円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

一番下から二つ目になります。3 項介護認定審査会費の支出済額は2,880万7,509円です。このうち、1 目介護認定審査会費は1,845万3,093円です。450ページになります。審査会の開催数は96回、審査件数は2,482件です。

2 目認定調査費は1,035万4,416円で、調査件数は2,509件、このうち介護施設等に調査委託をした件数は253件です。

452ページの中段になります。

2 款保険給付費の支出済額は28億3,618万1,664円で、対前年度1,970万7,517円の増、伸び率0.7%です。

保険給付の月平均利用者数ですが、居宅サービスが1,033人、施設サービスが528人で合計1,561人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。主なものは、1 目居宅介護サービス給付費で、支出済額は9 億6,586万1,825円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、制度改正により18年度からスタートした認知症対応のグループホームなどに係るもので9,478万9,485円です。

3 目施設介護サービス給付費の支出済額は14億8,986万969円で、月平均利用者数は528人です。内訳は、老人福祉施設に322人、老人保健施設に196人、療養型医療施設に10人となっております。

454ページです。

6 目居宅介護サービス計画給付費の支出済額は1 億2,560万7,092円で、ケアプランの作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費の支出済額312万6,373円は、要支援者の保険給付費です。

456ページの中段になります。

3 項1 目審査支払手数料の支出済額372万420円は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で4 万1,338件分です。

4 項1 目高額介護サービス費の支出済額は3,453万367円で、3,685件分となっています。

458ページです。

5 項1 目特定入所者介護サービス費の支出済額1 億298万7,150円は、低所得者対策として

の補足給付に係るもので、食費、居住費に係る19年2月末における負担限度額認定者は349人、介護老人福祉施設旧措置者に係る減額、免除の認定者は44人、合わせた軽減対象者は393人となっております。

3款財政安定化基金拠出金の支出済額は321万823円で、保険料収納額が不足する場合に対処するため、平成18年度から平成20年度の標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出したものです。

4款基金積立金は6,336万1,000円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。

なお、平成18年度末の介護保険給付費準備基金の残高ですが2億7,883万4,867円です。460ページをお願いします。

5款地域支援事業費は2,216万7,409円です。

内訳の主なものは、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費、備考欄1の配食サービス事業250万3,250円は、特定高齢者53人分です。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、説明欄1の介護予防普及啓発事業189万5,878円です。462ページになります。

2項1目任意事業費は1,362万2,351円で、備考欄記載のとおり、1番、家族介護用品給付事業、2番の介護相談員派遣事業等を行いました。

464ページをお願いします。

6款諸支出金、1項2目償還金は6,925万522円で、前年度保険給付費の精算による国、県等への返還金です。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

次は、466ページになります。

実質収支に関する調書ですが、記載のとおりとなっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

下水道課長（中野博之） 議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

補足説明に入る前に、公共下水道事業の概要についてご説明申し上げます。

平成18年度末の供用開始区域は145.9ヘクタールで、処理可能な人口は5,305人、接続済みの人口は2,926人となっております。

それでは、決算書の467ページをお開きください。

平成18年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億2,802万6,408円、歳出7億909万8,379円で、歳入歳出の差し引き額は1,892万8,029円であり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

476ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は受益者負担金であり2,761万400円で、これは14年度から18年度に賦課した負担金の5か年分割したうちの18年度納付分と一括納付分の合計であります。

なお、18年度の受益者負担金の納付率は40.8%であります。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は5,011万3,469円、納付率は94.4%であります。

手数料19万2,100円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料16件分でありま

す。  
3款国庫支出金は6,400万円であり、幹線管渠及び面整備工事等の補助対象事業に対する補助金であります。

5款繰入金は4億740万2,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものであります。

一般会計から3億9,540万2,000円、財政調整基金から1,200万円をそれぞれ繰り入れたものであります。

478ページをお開きください。

7款諸収入は20万360円で、内容といたしましては、過料10万円、日本下水道協会からの広報活動助成金10万円、その他360円であります。

8款市債は1億5,480万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分で5,760万円、単独分で7,440万円、特別措置分2,280万円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

482ページをお開きください。

1款総務費は7,332万6,253円で、これは給料、手当等の人件費及び需用費等の事務費であります。

484ページをお開きください。

2款事業費は3億1,913万1,640円であります。

1項の管理費は1億456万5,884円であります。

不用額の2,480万8,116円の主な内容といたしましては、水処理と汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、運転業務委託における入札執行残、維持管理において大がかりな工事が発生しなかったこと等によるものであります。

486ページをお開きください。

2項の工事費は2億1,456万5,756円であります。

主な内容といたしましては、13節委託料は1億1,251万2,500円で、旭中央汚水幹線管渠整備委託料であります。

15節工事請負費は7,933万3,275円で、東町・網戸地先の面整備工事及び17年度整備地区の舗装復旧工事を行ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は1,962万3,870円で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切り直し工事負担金、道路掘削復旧費負担金であります。

また、不用額4,082万7,244円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切り直し工事に係る負担金が少なかったこと等によるものであります。

488ページをお開きください。

3款公債費は3億1,664万486円でありまして、起債借入金の償還金であります。

内訳は、借入金償還費が2億1,930万4,529円、借入金利子支払費が9,733万5,957円であり  
ます。

490ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

議長（嶋田茂樹） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成18年度末におけます農業集落排水事業の状況につま

して申し上げます。

歳入歳出決算に関します説明資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

1 の普及状況であります、平成18年度全体の処理区域内人口2,102名に対しまして、使用人口は1,426名で、普及率は67.8%であります。

それ以外につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、決算書の方につきましてご説明させていただきます。

491ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額4,859万円に対しまして、歳入歳出決算額はともに4,228万4,541円で、予算額に対します割合は87.0%であります。歳入歳出差し引き残額は0円であります。

次の、492ページから496ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

500ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、ご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金の収入済額は135万円であります。内訳といたしまして、現年度分126万円、江ヶ崎地区 2 件と琴田地区 1 件、過年度分で 9 万円、江ヶ崎地区 1 件であります。

収入未済額624万8,000円の未納件数は、江ヶ崎地区 8 件、琴田地区 8 件であります。

2 款使用料及び手数料は1,350万6,253円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区、過年度分17件、8万9,565円、現年度分220件、956万9,856円、琴田地区、過年度分 1 件、1万2,915円、現年度分86件、383万3,917円であります。

3 款繰入金は2,742万8,288円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

4 款繰越金は0円であります。

5 款諸収入、これにつきましても0円であります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、504ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1 款総務費の支出済額605万5,594円で、農業集落排水事業に係ります人件費及び事務経費であります。

2 款事業費は1,370万3,985円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費等でございます。

506ページをお開きいただきたいと思います。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で2,117万4,962円であります。借入先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成18年度末の地方債残高は3億4,406万3,102円であります。

続きまして、508ページをお開きいただきたいと思います。

4款繰出金は135万円であります。これは平成18年度受益者分担金135万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

水道課長（堀川茂博） 議案第7号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、事業の運営に当たりましては、市民に良質な水を安定供給させるため、配水場の機械設備及び電気計装設備等の修繕・点検整備を実施し、適正な事業運営に努めてまいりました。

また、水道料金については、不均一料金の統一と料金改定を行うため、水道事業運営協議会への諮問、答申を経て、平成18年12月定例議会に提案し、可決いただき、平成19年4月1日から基本料金1か月10立方メートルまで2,520円、超過料金が1立方メートル252円の税込

み単一料金で実施することといたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万5,161人、給水件数は1万8,083件、普及率は77.7%となり、前年度に比較し1.7ポイント上昇いたしました。

年間給水量については597万5,688立方メートルとなり、1日最大給水量は1万9,060立方メートル、1日平均給水量は1万6,372立方メートルとなりました。

また、有収水量は579万4,594立方メートルとなり、有収率は前年度より2.1ポイント上昇し97%となりました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、口の新田、八の十日市場、後草、行内地先等に50ミリから150ミリの配水管等を延べ562.9メートル布設いたしました。

次の経理状況については、この後、決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして1ページをご覧ください。

18年度の決算報告書でございます。この報告書の決算額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、水道事業収益の予算額16億7,217万4,000円に対し、決算額16億6,135万6,434円となり、収入率は99.4%となりました。

この決算額の内容は、水道料金などの営業収益で13億8,233万7,643円、他会計補助金等の営業外収益で2億7,901万8,791円となりました。

支出につきましては、水道事業費用の予算額16億9,072万円に対し、決算額は16億2,080万4,846円となり、執行率は95.9%となりました。この決算額の内容は、人件費、受水費、減価償却費等の営業費用で13億8,527万3,341円、企業債利息等の営業外費用で2億2,999万2,791円、不納欠損等の特別損失で553万8,714円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額1億907万4,000円に対し、決算額は1億1,033万2,150円となり、収入率は101.2%となっております。この決算額の内容は、上水道高料金対策借換債に伴う企業債で7,970万円、消火栓設置に伴う負担金で100万円、給水申込金で2,963万2,150円となりました。

資本的支出は、予算額5億6,118万9,000円に対し、決算額は5億2,808万6,641円となり、

執行率は94.1%となりました。この決算額の内容は、配水管布設工事等の建設改良費で2,046万1,640円、企業債償還金で5億762万5,001円となっております。

工事の詳細につきましては、後ほど14ページをご覧くださいと思います。

資本的収入額が支出額に不足する額4億1,775万4,491円は、過年度分損益勘定留保資金4億1,775万4,491円で補てんいたしました。

続いて、3ページに移らせていただきます。

損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1の営業収益として13億1,763万1,934円、2の営業費用として13億3,781万2,483円、差し引き営業損失は2,018万549円となりました。

続いて4ページです。

3の営業外収益として2億7,928万2,407円、4の営業外費用として2億1,257万8,291円、差し引き6,670万4,116円の黒字となり、3ページの営業損失から引きますと、経常利益は4,652万3,567円を計上することができました。この経常利益から特別損失の過年度損益修正損553万8,714円を引いた額4,098万4,853円が18年度の純利益でございます。

また、前年度繰越欠損金からこの純利益を差し引いた5億1,701万7,930円が、当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましてはただいま説明したとおりですが、未処理欠損金として5億1,701万7,930円を計上してあります。

資本剰余金の部については、の補助金の11億2,553万5,263円を国、県、市からの補助金の累計額として計上してあります。

次に、6ページに移ります。

の負担金の5億48万881円は、消火栓設置費等として一般会計からの負担金の累計額です。

の給水申込納付金の13億7,628万9,948円は、水道加入申し込みの時点でいただいている納付金の累計額となっております。

の受贈財産評価額の3億8,098万3,726円は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分についてご寄附をいただいた累計額でございます。

次は、7ページに移ります。

のその他資本剰余金の累計額は42万8,640円であり、翌年度繰越資本剰余金は33億8,371

万8,458円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、欠損金を処理する財源がありませんので、未処理のまま翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の固定資産、流動資産の合計額は9ページに記載してありますが、資産合計は69億8,916万7,190円となります。

負債の部の固定負債、流動負債の合計額は、10ページに記載してあります負債合計の2億1,599万9,670円となります。

資本の部、資本金、剰余金の合計額は、11ページに記載してあります資本合計67億7,316万7,520円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は69億8,916万7,190円となりまして、資産合計と一致いたします。

12ページの事業報告書は、先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

ここには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項が記載されております。

14、15ページは建設工事、保存工事の概況となっております。

16ページは年間の業務量であります。前年度に比較して、給水人口、件数、給水量ともに増加しております。

17ページ、18ページは事業収入及び事業費の内訳となっております。

初めに、17ページの(2)の事業収入に関する事項について申し上げます。

営業収益の内訳は、給水収益が12億9,564万4,134円で、受託工事収益が1,566万1,800円、その他営業収益が632万6,000円となっております。

営業外収益の内訳は、他会計補助金が1億4,026万4,000円、県補助金が1億3,868万5,000円、雑収益が33万3,407円となっております。事業収益の合計は15億9,691万4,341円となります。

続いて、18ページをお開きください。

(3)の事業費に関する事項について申し上げます。

営業費用の内訳は、原水及び浄水費が7億9,667万7,095円、配水及び給水費が1億4,644万3,241円、受託工事費が1,491万6,000円、総係費が1億3,080万9,719円、減価償却費が2億4,896万6,428円となりました。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が2億1,257万8,291円、特別損失は、過年度損益修正損が553万8,714円でありまして、事業費用は15億5,592万9,488円となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表についてその概要を説明いたしましたが、19ページ以降は決算付属資料となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

議長（嶋田茂樹） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

病院経理課長（鈴木清武） 議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、本年度に行われました診療報酬改定は、過去最大の3.16%の引き下げになり、全国の病院経営に大きな打撃を与えました。しかし、当院では予算を上回る当期利益金3億236万5,000円を計上することができました。これは、経営改善努力による材料費等削減が一番の要因であり、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、業務状況でございますが、患者数は、入院患者数、年間延べ41万6,939人、1日平均1,142人、外来患者数、年間延べ86万4,854人、1日平均3,528人となりました。

また、収益的収支は、収入総額288億8,732万6,000円、支出総額285億5,250万3,000円となり、差し引き3億3,482万3,000円、税抜き処理純利益3億236万5,000円となりました。

次に、16ページをご覧ください。

資本的収支の状況でございますが、収入総額9億円、支出総額40億5,319万9,000円。内訳としまして、建設改良費29億7,244万1,000円、企業債償還金10億8,075万8,000円となりました。

本年度の建設改良費のうち、継続事業である医師宿舎新築事業を竣工し、病院情報システム設備整備事業を完了いたしました。

次に、経理状況でございますが、他の会計で詳細に説明を申し上げますので、このページでの説明は省略させていただきます。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります。この決算額につきましては、税込み処理で記載しております。

（1）収益的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額293億4,114万6,000円に対し、決算額は288億8,732万6,448円となり、収入率は98.5%となりました。

収入のうち主なものとしたしましては、第1項医業収益の決算額は262億7,123万5,067円で、収入率は99.3%でした。このうち入院収益は133億340万2,671円、外来収益は120億9,337万839円でした。

第2項医業外収益の決算額は15億5,401万7,805円で、収入率は86.6%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、補助金、交付税が減額になったためであります。

次に、2ページをご覧ください。

支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額293億1,167万円に対し、決算額は285億5,250万3,551円となり、執行率は97.4%でした。

支出のうち主なものとしたしましては、第1項医業費用の決算額は258億6,434万9,683円で、執行率は97.3%でした。主なものは、給与費124億4,965万194円、材料費88億2,402万1,262円などであります。

第2項医業外費用の決算額は15億1,798万9,441円で、執行率101.6%でした。

次に、3ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額9億105万1,000円に対し、決算額9億円となり、収入率は99.9%となりました。

第1項企業債の決算額は9億円で、予算額と同額でした。

次に、4ページをご覧ください。

支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額43億7,131万9,145円に対し、決算額は40億5,319万9,174円で、執行率は92.7%でした。

第1項建設改良費の決算額は29億7,244万1,384円となり、執行率は90.3%でした。主なものは、器具備品15億1,783万2,720円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は10億8,075万7,790円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額31億5,319万9,174円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計262億988万3,182円、2、医業費用は（1）給与費から（6）研究研修費までの合計257億4,397万688円で、差し引き医業利益は4億6,591万2,494円となっております。

3の医業外収益から、次のページの8、ケアハウス事業収益までの計は26億326万2,280円でした。

9、医業外費用から、14、ケアハウス事業費用までの計は27億6,680万9,277円でした。

この結果、当年度純利益は3億236万5,497円となりました。これに前年度繰越利益剰余金8億760万3,448円を合わせた当年度未処分利益剰余金は11億996万8,945円となっております。

8ページをお願いいたします。

次に、剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、減債積立金の2、前年度繰入額4,300万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、建設改良積立金の3、当年度処分額6億6,700万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

未処分利益剰余金の3、当年度未処分利益剰余金11億996万8,945円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

次に、資本剰余金の部であります。国県補助金の4、当年度処分額6,166万5,959円は、器具備品の廃棄に伴うものであります。

受贈財産評価額の3、当年度発生高2億903万4,623円は、土地の所管換えによるものです。

続いて、10ページをお願いします。

寄附金以下には増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は93億9,221万4,574円となっております。

剰余金処分計算書（案）は、当年度未処分利益剰余金11億996万8,945円のうち、減債積立金に5,600万円を積み立て、残りの10億5,396万8,945円は、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（1）有形固定資産の合計は、このページの一番下に記載されておりますが309億2,420万7,790円でした。

次の、12ページをご覧ください。

(2) 無形固定資産と(3) 投資を含めた固定資産合計は309億7,413万1,476円となっております。

2の流動資産の合計は103億8,656万9,869円です。

3、繰延勘定の合計21億2,336万4,326円を合わせた資産合計は434億8,406万5,671円となっております。

次に、負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は、このページの一番下に記載されておりますが19億6,948万1,108円となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。

資本の部になります。

資本の部、6の資本金と7の剰余金の合計額は、資本合計415億1,458万4,563円となり、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は434億8,406万5,671円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書ですが、1、概要は、(1) 総括事項となっております。

16ページの(2)は議会議決事項、次の17ページの(3)は行政官公庁許認可事項となっております。

18ページ(4)は職員に対する事項が記載されております。

20ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

21ページの2、工事には、(1) 建設改良工事の概況、(2) 保存工事の概況等が記載されております。

次の23ページの3、業務には、(1) 業務量が記載されております。

24ページ(2)は事業収入に関する事項、次の25ページ(3)は事業費に関する事項ですが、これは17年度7月から3月の決算額と18年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、26ページをお開きください。

26ページから31ページは工事請負、医療機器、ソフト開発費の契約内容が記載されております。

32ページの(3)のその他会計経理に関する重要事項ですが、先ほど8ページの剰余金計算書にて説明したとおりです。

次の33ページから42ページまでは収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

す。

43ページは固定資産の明細になっております。

44ページから48ページは企業債の明細となっております。

49ページは継続費精算報告書となっております、それぞれ決算資料でありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わらせていただきます。

議長（嶋田茂樹） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

お配りしております決算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

宿舎事業の報告書から説明いたします。

初めに、経営の方でございますが、近年における厳しい経営状況を踏まえ、経営診断を実施したことにより、旭市の豊富な食材の活用を目指す「食彩の宿」づくりを核とする施設及び経営改善計画を策定することができました。

利用実績につきましては、宿泊者1万8,681人、休憩者6,953人ございまして、前年度と比較しますと、宿泊者で417人の増加、休憩者で1,831人の減少となりました。

経理につきましては、当年度事業収益1億8,471万4,126円に對しまして、事業費用1億8,740万3,827円で、差し引き268万9,701円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、2ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入の決算額は282万5,000円であります。この決算の内容は、耐震診断調査事業国庫補助金相当額の一般会計からの出資金で262万5,000円、経営診断調査事業補助金20万円となっております。

資本的支出の決算額は1,616万8,183円あります。この内容は、耐震診断調査事業等の建設改良費で1,224万9,227円、企業債償還金265万8,956円、経営診断調査事業としての開発費126万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額1,334万3,183円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58万3,296円、減債積立金100万円、当年度分損益勘定留保資金1,175万9,887円で補てんいたしました。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度中における損益計算書でございます。事業活動及び経営活動の状況を示しております。

まず、営業収益の方ですが、利用収益、売店収益、その他営業収益という内訳になっておりますが、合計で1億8,274万5,497円となっております。

次に、営業費用の方ですが、宿舍経営費、減価償却費、資産減耗費という内訳になっておりますが、合計で1億8,624万1,897円となっております。

営業収益から営業費用を差し引き349万6,400円の営業損失を計上しました。これに補助金と雑収益を加えた営業外収益から、企業債利息と雑支出であります営業外費用を差し引いた営業外の利益80万6,699円を加算しまして268万9,701円の当年度純損失となりました。

したがって、当年度未処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金と合わせまして766万441円となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書につきましては、ただいま説明いたしました当年度未処分利益剰余金766万441円を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、6ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は7ページになりますが、6億991万6,997円であります。

8ページをお開きください。

負債合計1,692万9,475円と資本合計5億9,298万7,522円を合わせた負債・資本の合計は6億991万6,997円になり、資産合計と一致するものであります。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

次に、代表監査委員より、平成18年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村哲三です。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項の規定により、議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算の認定についてから、議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についてまで9議案の決算審査結果につきまして、一

括してご報告申し上げます。

この決算審査は、新旭市となって初めての通年予算に対する決算審査でありました。

まず、審査の対象、審査の期間は意見書に記載されておりますが、公営企業会計については5月28日から6月29日まで、一般会計、特別会計については7月13日から8月10日までの期間において審査を実施いたしました。

次に、審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で、効率・効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また、質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合、精査しまして、さらに当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

また、各基金の運用状況については、計数の照合、確認をするとともに、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された一般会計・各特別会計歳入歳出決算書、基金の運用状況を示す書類、企業会計における決算諸表及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理は、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので、省略させていただきます。

なお、市の財務分析の指標の中には、公営企業も含めた連結で計算するものが増えてまいりました。総合病院国保旭中央病院の財政経営状況の影響が大であることは、認識しておく必要があると思います。

最後に、結びとして申し上げます。

今年度の決算は、先ほど申し上げましたとおり、新旭市となって初めての通年決算であったため、通常行うべき前年度との比較検証として、18年度決算の数値の下段に、参考として、合併前の1市3町の平成17年4月から6月までの決算額を加えた平成18年度の1年ベースの数値を部分的に載せてございます。

一般・特別会計において本年度実施された事務、事業はおおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

また、各企業会計においても、公営企業の基本原則に留意し、その事業運営及び予算執行はおおむね適正であると認められました。

総合病院国保旭中央病院については、今後の大規模投資も踏まえ、より一層、正確、適切な事務処理体制の構築が進められていると聞いております。その成果を期待しております。

人口減少、少子高齢化社会という時代に入り、今後においても厳しい財政運営は続くものと予測されます。市税をはじめとする自主財源の積極的な確保と費用対効果を十分に考慮した市職員の人数、配置を含めた事務、事業の評価、見直しを行い、健全な財政運営、積極的な情報公開を実施し、市民の声をよく聞き、最重要課題である市民サービスの向上に最善の努力をされることを要望し、決算審査結果報告といたします。

議長（嶋田茂樹） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第10号、議案第14号、議案第16号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

財政課長（平野哲也） それでは、議案第10号、第14号、第16号、第19号について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書をご用意したいと思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出にそれぞれ12億500万円を追加し、予算の総額を262億7,500万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正であります。内容は5ページの第2表で説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

5ページをお願いします。

第2表の地方債補正は、変更でございまして、消防施設整備事業の限度額を750万円増額するものでございます。内容は、救助工作車の車両購入分の国庫補助金が不採択となったことにより、地方債を増額するものでございます。

飛びまして、9ページをお願いします。

13款1項1目民生費国庫負担金の母子生活支援施設入所措置負担金110万3,000円の追加は、母子生活支援施設への入所措置に伴う国庫負担金の増によるものでございます。

2項4目消防費国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,175万4,000円の減額は、救助工作車車両購入分の補助金が不採択になったことによるものでございます。

14款1項1目民生費県負担金の母子生活支援施設入所措置費負担金55万1,000円の追加は、国庫負担金と同じく、母子生活支援施設への入所措置に伴うものでございます。

4目土木費県負担金の旭中央病院アクセス道整備負担金2,416万1,000円の追加は、東西線の整備事業に係る県負担分でございます。

10ページをお願いします。

2項3目衛生費県補助金の乳幼児医療対策事業費補助金109万6,000円の追加は、助成対象が拡大されたことによるものでございます。

9目災害復旧費県補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金720万円の追加は、7月の台風4号により被害を受けた農業用排水施設の災害復旧に係る補助金でございます。

3項6目教育費委託金の小学校英語活動等国際理解活動事業費委託金106万8,000円の追加は、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業のモデル校として三川小学校が指定を受けたことによる委託金でございます。

16款1項2目民生費寄附金の追加は、1節社会福祉費寄附金で知的障害者団体の活動に20万円、6目教育費寄附金170万円の追加は、1節教育総務費寄附金で育英基金に50万円、3節中学校費寄附金で教育用備品購入費に120万円の篤志寄附を計上するものでございます。

18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金18億377万2,000円から当初予算計上額の4億円を差し引いた14億377万2,000円のうち、今回の補正財源として11億6,112万5,000円を追加するものでございます。

19款4項1目貸付金元利収入の中小企業金融対策資金預託金元金収入1,000万円の追加は、金融機関が中小企業者へ融資を行うための原資となる預託金を増額することに伴う元金の収入でございます。

5項3目雑入の消防団員安全装備品整備等助成金105万円の追加は、消防団施設強化事業として携帯用投光器を配備する事業に対して、消防団員等公務災害等共済基金から助成を受けるものでございます。

20款市債は750万円の追加であり、第2表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出に入ります。

歳出につきましては、事業ごとに、歳入で触れなかった主な補正内容を申し上げます。

13ページをお願いします。

2款1項6目財産管理費の基金積立金9億1,000万円の追加は、18年度決算の確定に伴う繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。この積み立てにより、財政調整基金の19年度末の残高は14億8,000万円程度になる見込みでございます。

8目電子計算費の電算システム運用事業1億6,135万3,000円の追加は、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度に伴うシステム改修と法改正に伴う国保システム等の改修を行うものでございます。

3款3項1目児童福祉総務費の母子福祉事業220万7,000円の追加は、母子生活支援施設への入所措置に伴うものでございます。

14ページをお願いします。

4款1項3目母子保健費の乳幼児医療助成事業219万3,000円の追加は、旭市乳幼児医療対策事業規則を改正し、通院の助成対象を3歳未満児から4歳未満児に拡大することによるものでございます。

7款1項2目商工振興費の説明欄の1番、中小企業金融対策事業1,000万円の追加は、市内中小企業者からの資金融資の申し込みが増えたことにより、融資額を拡大するため、金融機関に対して貸付原資となる預託金を増額するものでございます。

説明欄の2番、制度資金利子補給事業64万2,000円の追加は、今申し上げました融資枠の拡大に伴い、増額するものでございます。

説明欄の3番、商業活性化推進事業105万円の追加は、飯岡地区商店街街路灯の景観整備事業に対して補助を行うものでございます。

8款2項2目道路維持費の道路維持補修事業2,100万円の追加は、7月の台風4号により被害を受けた道路等の補修を行うものでございます。

3目道路新設改良費の旭中央病院アクセス道整備事業3,989万8,000円の追加は、今年度買収予定地の不動産鑑定と物件調査の経費及び東西線の整備事業に係る県への委託費でございます。

9款1項1目常備消防費の消防車両整備事業344万1,000円の減額は、救助工作車と救助資機材、水槽付消防ポンプ自動車の購入額が決定したことによる減でございます。

2目非常備消防費の説明欄の1番、非常備消防事務費210万4,000円の追加は、16ページをお願いします。消防団員退職報償金支給責任共済の掛金の単価が引き上げられたことによるものでございます。

3目災害対策費の防災行政無線統合整備事業470万円の追加は、防災行政無線の統合整備に伴う実施設計を行うものでございます。

10款1項2目事務局費の説明欄の1番、教育総務事務費89万8,000円の追加は、産休代替の臨時職員1名の賃金を計上するものでございます。

2項1目学校管理費の小学校大規模改造事業3,054万5,000円の追加は、共和小と豊畑小の屋内運動場改修事業において、内壁、外壁の改修、照明設備の交換工事が必要となったため増額するものでございます。

次は、18ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の説明欄の1番、中学校施設管理費203万3,000円の追加は、海上中学校用地の芝生養生のための維持管理を委託するものでございます。

説明欄の2番、中学校施設改修事業300万円の追加は、第一中学校用地の柵渠の改修とインターホンの交換工事を行うものでございます。

説明欄の3番、第二中学校改築事業280万円の追加は、学校敷地と隣接する南側の土地を学校用地として取得するため、調査測量を行うものでございます。

11款2項2目農業用施設災害復旧費1,000万円の追加は、7月の台風4号により被害を受けた飯岡地区埴地先の農業用排水施設の災害復旧工事を行うものでございます。

次は、20ページをお願いいたします。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額で、消防債に750万円を追加することにより、19年度末現在高見込みが276億838万1,000円となるものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の一部改正は、民間事業者による信書の送達に関する法律によりまして、住民票の写しなどの交付について、郵便に加え、総務大臣から信書便事業の許可を受けた民間事業者による信書便でも交付の請求ができることとされているため改正するもので、使用料及び手数料に関する条例の別表2その1の備考欄において、改正前は「郵便で」としていた文言を「郵便等で」に、また「郵便料」を「郵便料等」に改めるものであります。

なお、現在は、郵便と同種のサービスを行う一般信書便事業の許可を受けた民間事業者はありませんが、今後、サービスを行う民間事業者が参入してきた場合に対応するため、あら

かじめ整備をするものでございます。

以上で、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号について補足説明を申し上げます。

本議案は、神西住宅の一部及び双葉団地の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を、神西住宅は「45戸」から「37戸」へ、双葉団地は「65戸」から「64戸」へと改めるものであります。

用途を廃止する理由ですが、神西住宅の8戸、双葉団地の1戸が空き家となりました。この住宅につきましても、老朽化が著しいため、設置条例上の戸数を削減した後に、解体撤去を行うものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号について補足説明を申し上げます。

議案第19号は、財産の取得についてでございます。

予定価格が2,000万円以上の動産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-A型1台であります。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,100万円であります。

契約の相手方は、栃木県鹿沼市のジーエムいちほら工業株式会社であります。

次に、契約の経過を説明申し上げます。

入札参加登録業者で納入可能な7社を指名し、去る8月9日に入札を執行し、8月10日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成20年2月22日であります。

以上で、議案第19号について補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時28分

議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第11号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

病院経理課長（鈴木清武） 議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正で、既決予定額6億3,302万9,000円に1億7,440万5,000円を増額し、8億743万4,000円にしようとするものであります。

第3条は、資本的支出の予定額の補正で、資本的支出の既決予定額30億2,650万2,000円に1億7,440万5,000円を増額し、32億90万7,000円に収支不足を補正するものであります。

次に、2ページをお開きください。

第4条は、19年、20年度継続事業で行われる再整備事業実施設計料の委託業務料であり、総額を3億1,395万円及び年割額を19年度1億7,440万5,000円、20年度1億3,954万5,000円とするものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終了させていただきます。

議長（嶋田茂樹） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第17号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第12号、議案第17号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、補正予算を定める総則でございます。

第2条は、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正を、次の2ページの第3条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり定めました。

内容につきましては、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億687万5,000円に195万5,000円を増額補正いたしまして、2億883万円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項営業収益のうち第1目利用収益195万5,000円を増額は、料金改定に伴う増額を予定するものでございます。

続いて、支出につきましては、5ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用2億71万9,000円に120万5,000円を増額補正いたしまして、2億192万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項営業費用のうち第1目宿舎経営費158万4,000円を増額は、臨時職員の増員及び経営技術指導業務委託料の科目更正等による増額でございます。

第2項営業外費用のうち第3目消費税の37万9,000円の減額は、課税支払額の増加に伴う減額でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。

支出につきましては1億2,314万9,000円に1,369万円を増額補正して、1億3,683万9,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費のうち第1目工事費684万3,000円を増額は、ボイラー設備改良工事等でございます。

第2目資産購入費298万8,000円を増額は、厨房業務改善に伴う備品購入費等でございます。

第3項開発費のうち第1目開発費385万9,000円を増額は、収益的支出から経営技術指導業務委託料の科目更正による増額でございます。

したがって、補正後の資本的収支不足額4,543万9,000円の財源でございますけれども、2ページに戻っていただきたいと思っております。上から3行目になりますけれども、第3条には、当初予算の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、補正後の財源を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,543万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額638万8,000円、過年度分損益勘定留保資金413万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,586万3,000円、建設改良積立金1,905万6,000円に改めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

この表は、平成19年度補正予算（第1号）資金計画でございます。

補正後における当年度末の現金を6,478万8,000円と予定するものであります。

次に、8ページから10ページまでは、平成19年度末予定貸借対照表でございます。

10ページの下段になりますけれども、当年度末の純利益52万1,000円と繰越利益剰余金766万円を合わせた818万1,000円が、当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第12号についての補足説明を終了させていただきます。

続いて、議案第17号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正案でございますけれども、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例第2条で定めてございます国民宿舎の名称「旭市国民宿舎飯岡荘」を「食彩の宿いいおか」に改める改正を行うものでございます。

この改正に当たりましては、本年度から食彩の宿づくりを目指す中で、経営改善対策として進めてまいりました名称変更について、公募した新名称の候補の中から、新名称にふさわしい候補が国民宿舎運営委員会にて選定されたことを受けまして、選定された名称を新しい名称とする改正を行うものであります。

なお、施行日でございますけれども、利用者への周知期間等を見込みまして、平成20年1月1日とするものでございます。

以上で、議案第17号についての補足説明を終了させていただきます。

議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第21号、議案第22号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

総務課長（高埜英俊） 議案第13号、議案第21号及び議案第22号について補足説明をいたします。

最初に、議案第13号は、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行により、郵便貯金制度が廃止され、郵便事業への民間参入の具体的方法が規定されました。これらに対応するため、所要の改正を行うものでございます。

まず、郵便貯金制度が廃止されることに伴いまして、本条例第2条第1項第4号中、郵便貯金に関する表記を削除するものでございます。

この後、議案第18号において同様の改正が提案されておりますので、よろしくお願いた

します。

次に、第2条第1項第5号以下の改正については、証券取引法が金融商品取引法に改められましたために、第2条第1項第6号の引用法律名を改め、また、同法において金銭信託が有価証券とみなされる旨の規定がされたことから、第5号の金銭信託の規定が不要となったため削除するものでございます。

続いて、附則の説明をいたします。

施行期日でございますけれども、第2条第1項第4号の改正規定については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に合わせまして、本年10月1日からとするものです。

それから、第2条第1項第5号以下の改正規定につきましては、金融商品取引法の施行に合わせまして、本年9月30日からとするものであります。

なお、10月以降も独立行政法人に引き継がれます定額郵便貯金等は公開の対象となることから、附則第2項において経過措置を規定いたします。

以上です。

続いて、議案第21号でございますが、これは、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、萬歳地区における県営万才 期地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に当たって字の区域及び名称の変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続が進められ、換地処分の公告が平成21年8月に予定されていることから、これに合わせて字の変更告示を行う予定です。

議案第22号も、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、萬力地区における県営万力地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われたために、議案第21号と同様の議決を求めるものでございます。こちらは、平成20年8月に換地処分の公告が予定されております。

以上で、議案第13号、第21号及び第22号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第18号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第15号、議案第18号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、中小企業者に対する適切な支援を目的とした責任共有制度が、国の制度として平成19年10月1日から導入されることに伴い、改正を行うものであります。

具体的には、信用保証協会の保証付き融資が返済不能となった場合、信用保証協会が代位弁済を行い、市が損失補償を行うものでありますが、責任共有制度の導入に伴い、今まで負担のなかった金融機関が2割負担することから、市の補償割合について改正するものであります。

また、もう一つの改正は、経営力が弱い小規模企業者に対して円滑に資金を供給する必要から、責任共有制度の対象除外となる全国統一の小口零細企業保証制度に係る小規模企業者への融資資金を創設するものであります。

それでは、議案の条文に沿ってご説明いたします。

第2条第4号の改正は、利用者の少ない特別小口資金を廃止しまして、新たに責任共有制度の対象除外となる協会が行う小口零細企業保証が付された資金、小規模事業資金を創設するものです。

第3条第3号のただし書き中の削除は、特別小口資金の廃止に伴うものであります。

同条第5号の追加は、小規模事業資金の融資を受けることのできる要件を定めるものでありまして、融資を受けることのできる小規模企業者は、協会が行う保証が付された融資残高との合計で、1,250万円以下であることを定めるものであります。

第4条第2号、第5条第2号の改正は、先ほど申し上げました第2条第4号と同様の改正であります。

第9条の改正は、代位弁済時の市の補償割合について、今まで協会と市で損失補償していたものに、金融機関が加わることによりまして市の補償割合が変わるものでございます。具体的には、法第3条に規定する普通保険に係るものは、責任共有制度の対象で100分の16、対象除外で100分の20、法第3条の2に規定する無担保保険及び法第3条の3に規定する特別小口保険に係るものは、責任共有制度の対象で100分の12、対象除外で100分の15となることから、それぞれ100分の20以内、100分の15以内としたものであります。

なお、附則の1は、施行期日を平成19年10月1日とするものであり、附則の2は、この条例の施行日の前日までに借入申請がなされた特別小口資金の融資については、従前の例による旨の経過措置を定めたものであります。

続いて、議案第18号をお願いいたします。

議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更について、補足説明を申し上げます。

旭市土地開発公社定款第26条第1項第2号において、余裕金の運用先の金融機関として郵便貯金と定められております。本年10月1日から郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、定款中の郵便貯金に関する表記を削除するものであります。

また、附則については、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、設立団体の議会の議決を経て、千葉県知事の認可を受けなければその効力を生じないとあることから、施行期日にその旨を定めたものであります。

以上で、議案第15号、議案第18号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第20号の指定管理者の指定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第20号、旭市立干潟保育所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、公募を行い、保護者の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議の結果、学校法人旭鈴木学園が管理運営業務に適当な候補者として選定されたことにより、同法人を旭市立干潟保育所の指定管理者として指定いたしたく、議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明といたします。

議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第23号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が12月31日に任期満了となります。

後任の委員候補者として法務大臣に推薦したい方は、旭市萬歳868番地にお住まいの岡野

愛子氏、昭和10年10月12日生まれの方であります。

岡野さんは、小学校教諭として三十有余年にわたり教鞭をとられた方でありまして、平成7年からは人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でございますので、引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は、3年間でございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

財政課長（平野哲也） 報告第1号、平成18年度旭市土地開発基金の運用状況について、ご説明申し上げます。

まず、1の基金現在高であります。平成18年度末基金現在高は9億6,196万5,912円であります。

その内訳といたしましては、2の基金現在高の内訳に示してありますとおり、現金保有高は3億3,171万1,789円、土地保有高は9,925万7,130円であります。

また、貸付金5億3,099万6,993円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地、衛生施設周辺環境整備事業用地、袋公園用地及び市道H-1-005号線用地分でございます。

3の運用状況のうち（B）欄の積立金3億円は、公共事業用地を先行取得するための資金として、一般会計から積み立てをしたものであります。

（E）欄の貸付金利子580円は、千葉県地方土地開発公社への貸付金に係る利子であります。この貸付金は、旧飯岡町で平成11年度と12年度に公園用地の購入を千葉県地方土地開発公社へ依頼した際、預託金として290万円を当該公社へ貸し付けたものでございます。

（H）欄の貸付金4,620万1,088円は、谷丁場遊正線用地、袋公園用地、市道H-1-005号線用地に係る旭市土地開発公社への貸付金であります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

(学校教育課長 及川 博 登壇)

学校教育課長(及川 博) 報告第2号、平成18年度旭市奨学基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、B欄の基金現在高は、平成18年度末6,737万8,880円となりました。

C欄の貸付につきましては、平成18年度中164件、394万円を貸し付けいたしました。

D欄の返還につきましては、450件、452万7,000円が返還されました。

その結果、E欄の貸付残高、これが未返還残高となりますが、18年度末で3,961万1,000円となり、F欄の預金残高は2,776万7,880円となっております。

以上、報告第2号の説明を終わります。

議長(嶋田茂樹) 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

保険年金課長(増田富雄) 報告第3号、平成18年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、ご説明申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、平成18年度末で1,000万円であります。

貸付については、平成17年度末貸付残高が20件、259万1,000円で、また、平成18年度中において合計で208件、2,578万1,730円を貸し付けました。

返済については、前年度以前の貸付分として19件、251万1,000円、本年度の貸付分として197件、2,434万5,730円、合計で216件、2,685万6,730円が返済されました。

この結果、貸付残高は、18年度末で12件、151万6,000円となり、預金残高は848万4,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

議長(嶋田茂樹) 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第4号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

農水産課長(堀江隆夫) それでは、報告第4号、株式会社千葉県食肉公社の平成18年度の事業経営状況及び平成19年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告させていただきます。

初めに、平成18年度事業報告書及び決算書をご説明申し上げます。

公社の当期の経営につきましては、豚につきましては疾病の発生、牛につきましては飼育サイクルの影響等によりまして、ともにと畜頭数の減少がありました。このため、収入につきましても、前年対比でと畜場使用料等の収入は減少いたしましたが、その他の収入が増となりまして、売上高では増となっております。

資料の1ページの方をお開きいただきたいと思います。

と畜頭数につきましては大動物、これは牛でありますけれども、1万3,684頭、対前年度比につきましては903頭の減となっております。前年比、93.8%となっております。小動物、これは豚等でありますけれども、34万5,842頭、これにつきましては前年比1万5,627頭の減、前年比としましては95.7%となっております。

次に、収支でありますけれども、損益計算書でご説明申し上げます。

6ページの方をお開きいただきたいと思います。

売上高の計につきましては58億8,537万7,000円でありまして、前年58億4,023万2,000円より4,514万5,000円の増となっております。これにつきましては、対前年比100.8%となっております。営業利益につきましては6,884万2,000円で、前年1,069万円より5,815万2,000円の増となっております。当期の実績につきましては、過年度損益修正損等の特別損失によりまして、純損失913万6,000円となっております。

10ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成19年度の事業計画であります。

1の集荷目標につきましては、豚で36万5,700頭、これにつきましては、前年実績で105.7%となっております。牛につきましては1万3,900頭、前年実績の101.6%を見込んでおります。

2の事業方針につきましては、千葉県の子豚食肉センターとしましての特色を生かし、より安全・安心な食肉、より衛生的な食肉の提供と衛生・環境管理体制のさらなる強化のため、稼働率の向上、効率的な経営体質の強化に取り組んでいくということになっております。

11ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成19年度の収支見込みであります。

本年度につきましては、効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとともに、当期利益を177万円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額32億6,600万円に対します返済と当期返済額の累計で

13億4,243万円余りとなり、返済計画どおり実行されております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

議長（嶋田茂樹） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 3分